

国立大学法人東京医科歯科大学兼業審査会規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 38 号

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員兼業規則（平成 23 年規則第 29 号。以下「兼業規則」という。）第 3 条第 5 項の規定に基づき、東京医科歯科大学の兼業審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術移転事業者（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 2 条第 1 項にいう特定大学技術移転事業者並びに同法第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項にいう認定事業者をいう。）の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）を教員が兼ねる場合における兼業の申請の審査に関する事。
- (2) 営利事業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、本学の研究成果を活用する事業を実施する企業の役員等を教員が兼ねる場合における兼業の申請の審査に関する事。
- (3) 株式会社の監査役の職を教員が兼ねる場合における兼業の申請の審査に関する事。
- (4) 兼業規則第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 2 項に規定する兼業審査委員会（以下「委員会」という。）から審査を求められた事項に関する事。
- (5) その他兼業にかかる重要事項

2 審査会は、その審議の結果を、学長に報告するものとする。

3 審査会は、第 1 項第 4 号の審議の結果を、学長に報告するとともに、審査を求めた委員会に報告するものとする。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の事項については、委員会の議決をもって審査会の議決とする。

（組織）

第 3 条 審査会は、次の審査員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1 名
- (2) 委員会の長
- (3) その他学長が必要と認める者

2 前項第 3 号の審査員は、学長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる審査員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の審査員の任期の末日は、当該審査員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

(審査会長)

第5条 審査会に審査会長を置く。

2 審査会長は、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 審査会長に事故あるときは、あらかじめ審査会長が指名する審査員がその職務を代行する。

4 審査会長は、必要に応じ審査会を招集し、その議長となる。

(許可基準)

第6条 兼業の許可に当たっては、兼業規則第4条から第12条、第14条及び第15条の規定によるほか、所属分野等（兼業規則第2条第3号に規定する分野等をいう。）における運営上、必要性のある兼業であるかを勘案して行うものとする。

(議事)

第7条 審査会は、審査員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは、審査会長の決するところによる。

(審査員以外の者の出席)

第8条 審査会は、必要があると認めたときは、審査会に審査員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部人事企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第81号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月19日規則第26号）

1 この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第31号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 2 日規則第 51 号）

この規則は、平成 30 年 7 月 2 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 76 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。